

# ～公益法人だより～

第 21 号 令和 5 年 (2023) 7 月 13 日  
滋賀県総務部総務課 発行

## 目次

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1 収支相償について     | 3 協働ネットしがの利用案内 |
| 2 事業報告等の提出について | 4 寄附制度         |

### 1 収支相償について

今回は収支相償についてとりあげます。

収支相償に関しては、「毎年度、赤字を出し続けることが困難」といった声を耳にすることがありますが、内閣府の公益法人メールマガジンでも繰り返し周知が図られておりますとおり、単年度で必ず収支が均衡することまで求めるものではなく、中長期で収支が均衡することが確認できればよいものです。経常収支の段階で、黒字がでないように、なんとか経常収益を減らそうとするとか、年度内に不必要な費用を拠出するといった行為は適切な対応ではありません。

収支相償について、滋賀県議会の 6 月定例会議の一般質問においてとりあげられましたのでその内容を以下にご紹介いたします。

#### 令和 5 年 7 月 5 日 海東 英和 議員に対する滋賀県総務部長答弁（抜粋）

問 収支相償について、県の見解として、ポイントとなる所を公益法人や県民に説明して下さい。

(答)

収支相償原則は、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないとする基準でございますが、これは、公益目的事業が不特定多数の者の利益増進に寄与するものであって、無償または低廉な価格設定などによって受益者の範囲を可能な限り拡大することが求められるために設けられたものでございます。

また、こうした事業は、年度により収支に変動があり、また、長期的な視点に立つて行う必要がありますことから、必ずしも単年度の収支均衡が求められているわけではなく、中長期で収支の均衡が確認できればよいとされているところでございます。

このように収支相償原則は、単に収支の単年度赤字を求めるものではなく、むしろ、黒字が出た場合には、事業の拡大や将来の事業展開に備えるなど、中長期的な収支均衡を確保しながら、公益の増進のため積極的にその財源を活用し、計画的な事業展開を図っていくということが制度の趣旨でございます。

収支相償は、公益認定法第5条第6号および第14条に基づくものですが、同法の第一条（目的）は以下のように記載されています。

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、(中略)公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。

次年度事業計画、予算策定の際には、収支相償につきまして、公益目的事業において、黒字がでないようにという視点ではなく、黒字を、更なる公益事業の拡大、公益の増進に振り向けるという視点で取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

**収支相償に関する参考情報（URL）** ※県のホームページではありません；

○全国公益法人協会【公式】コウイチくんチャンネル 関係者が明かす 収支相償の「真実」

[https://www.youtube.com/watch?v=vx99To\\_4jeo](https://www.youtube.com/watch?v=vx99To_4jeo)

○衆議院議員 河野太郎 公式サイト「収支相償」

<https://www.taro.org/2016/07/収支相償.php>

なお、令和5年6月2日に「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 最終報告」が公表され、この中で、公益法人が、公益目的事業の収支黒字を将来の活動拡大により使いやすくするために、収支相償原則が見直されることとなっています。新公益法人制度は令和7年度を目途に施行されることとなっておりますので、こちらの動向も注視いただきますよう、お願いします。

○「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」ホームページ

[https://www.koeki-info.go.jp/regulation/koueki\\_meeting.html](https://www.koeki-info.go.jp/regulation/koueki_meeting.html)

## 2 事業報告等の提出について

公益法人は、公益認定法第22条第1項の規定により、毎事業年度の経過後3か月以内に財産目録等の事業報告を行政庁に提出しなければならないこととされております。公益法人は、税制上の優遇措置や国民・県民からの寄附を受け、不特定かつ多数の人々の利益のために公益目的事業を実施する存在であり、公益法人としてのガバナンスが求められます。公益法人の法令順守は国民・県民に対する公益法人制度への信頼の基礎となりますので、事業報告等が法令の期限を超えて未提出の法人におかれては、速やかにご提出くださいますよう、よろしくご願ひいたします。

### 3 協働ネットしがの利用案内

「協働ネットしが」は、NPO 法人や公益法人、企業、大学等の団体が主催行事や事業の開催、各種公募などについて、直接情報を掲載することができ、様々な情報発信・情報交換の場としてご活用いただけます（※情報を掲載するには、あらかじめID・パスワードの取得が必要です）。独自のホームページをお持ちでない場合等に利用をご検討ください。

#### □協働ネットしがを閲覧する

下記のアドレスから協働ネットしかのホームページにアクセスできます。

協働ネットしが (<https://www.kyodoshiga.jp/>)

#### □協働ネットしかに情報を掲載する

トップページから「**マイページ利用申請**」のボタンをクリックし、画面に記載されている順序に従って申請手続を行うことが必要です。申請が承認されると、マイページログインIDがメールで送付されます。その後、パスワードの登録を行い、マイページにログインすることにより、団体の活動情報等を掲載することが可能となります。

なお、すでにページが作成されている場合がありますので、その際は更新作業をお願いします。代表者や電話番号等、情報が更新されていない場合も更新をお願いします。

#### 協働ネットしがを利用するメリット

自前でホームページを管理するのが困難な法人では…

- マイページを利用して情報発信ができます。
- 利用料は無料で、ホームページの管理に係る手間や費用がかかりません。内容の更新を行うだけです。

イベントやセミナー参加募集や助成金募集を広く呼び掛けたい法人は…

- 閲覧者は、地域貢献や社会活動に興味のある方が多数のため、効果的に情報発信ができます。

#### □協働ネットしがに関する問い合わせ

トップページの上部にある「**Q & A・お問い合わせ**」をクリックすると、よくあるお問い合わせに関する回答が閲覧できます。また、「お問い合わせ」のフォームから必要事項を入力することでシステム上でのお問い合わせも可能です。

その他のお問い合わせは、協働ネットしがを担当する所属までお願いします。

(担当課) 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民活動・協働推進室

TEL : 0 7 7 - 5 2 8 - 3 4 1 9

### 3 寄附制度

公益法人に寄附をした個人は所得控除の適用を受けることができます。寄附をした公益法人が税額控除対象法人※である場合、寄附者は確定申告時に税額控除を選択することもできます。

また、法人が公益法人に支出する寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられていることから、法人税において優遇を受けることができます。

寄附制度の概要について、滋賀県ホームページ（公益法人への寄附：<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/dantai/11090.html>）で情報提供していますので、参考にしていただくとともに、寄附募集に一層取り組んでいただきますようお願いいたします。

※税額控除対象法人：一定の要件を満たし、行政庁の証明を受けた法人です。要件や手続についての詳細は内閣府作成の「税額控除に係る証明～申請の手引き～」（公益法人インフォメーションに掲載）をご参照ください。

### ● おわりに

今回のメイントピックは、1の収支相償についてです。収支相償について、改めてご理解いただきますとともに、公益の拡大、増進へのお取り組みをよろしくお願いたします。

滋賀県総務部総務課  
公益法人・宗教法人係  
電話：077-528-3145  
メール：ba0007@pref.shiga.lg.jp